

●香川県告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成19年3月24日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成19年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町牛川字野岡	綾歌郡綾川町牛川字辰口101の1の一部、103の一部、104の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町牛川字大塚338の一部、343の1の一部、343の5の一部、349の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の一部
綾歌郡綾川町牛川字辰口	綾歌郡綾川町牛川字野岡152の一部、153の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部
綾歌郡綾川町牛川字大塚	綾歌郡綾川町牛川字野岡146の一部、148の1の一部、148の2の一部、149の一部、150の一部、158の一部、159の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字大塚349の1に隣接する水路である独立行政法人水資源機構有地の全部